

## 海外における有機JASほ場の面積(令和6年3月31日現在)

- ・この調査結果は国内及び外国の登録認証機関の協力を得て、海外における有機ほ場の面積を取りまとめたものです。
- ・JAS法施行規則に基づき報告のあった登録認証機関7機関及び登録外国認証機関17機関の有機ほ場の面積を取りまとめました。
- ・令和3年の報告から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加しています。

	合計 (①+②+⑦)	①田	②畑 (③+④+⑤+⑥)	③普通畑	④樹園地	⑤牧草地	⑥茶畑	⑦その他
合計(ha)	2,864,903	4,270	1,135,127	680,473	423,392	2,138	29,125	1,725,507

※小数点以下は四捨五入しました。したがって、合計と内訳が一致しない場合があります。

### 【ほ場の種類の分類について】

田 ..... 田とは、たん水設備(けい畔など)とこれに所用の用水を供給しうる設備(用水源・用水路)を有する耕地をいう。

畑 ..... 田以外の耕地をいい、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地、牧草地及び茶畑を含む。

普通畑 ..... 畑のうち樹園地、牧草地及び茶畑を除いた畑。

樹園地 ..... 果樹などの木本性作物を1a以上集団的(規則的、連続的)に栽培する畑をいう。  
なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

牧草地 ..... 牧草地とは、牧草の栽培を専用とする畑をいう。

茶畑 ..... 茶畑とは、茶樹の栽培を専用とする畑をいう。

### その他

採取場 ..... きのこ栽培における採取場等。

栽培場 ..... きのこやスプラウト等の栽培場。

※田(水稻)の輪作及び裏作で農産物を生産したほ場については、田にカウントしています。

※転換期間中も統計調査の対象としました。